

平成20年7月28日

米子市長 野坂 康夫 様

米子市中心市街地活性化協議会
会長 坂口 清太郎

米子市中心市街地活性化基本計画（素案）に関する意見書

平成20年6月26日付発米総政第75号で意見聴取のありました「米子市中心市街地活性化基本計画（素案）」について、当協議会の意見は下記のとおりです。

記

1. 意見

米子市中心市街地活性化基本計画（素案）（以下、基本計画（案））について協議の結果、当協議会としては下記事項を附帯の上、概ね妥当であると判断いたします。

まちの将来像を人が集まり、歩いて楽しめ、元気に暮らせる中心市街地活性化の実現による生活充実都市と位置づけられてあり、基本計画（案）に記載する事業が様々な主体が参加し着実に実施されることにより、将来像を現実のものとして市民が享受でき、今後の中心市街地の活性化に止まらず米子市の発展に寄与するものと思料いたします。

また、米子市の将来に亘って持続可能なコンパクトで、高次に都市機能が集約されたまちづくりのため基本計画の策定に取り組まれたことは高く評価するところで、国からの基本計画の早期認定を強く望むところです。

2. 附帯事項

- (1) 基本計画の推進・実施については、これを最後の機会と捉え、行政事業、民間事業或いは行政と民間の共同事業がどのように連携し、米子市の発展にどのように関わるのか、市の将来像が見えるように市民に周知と理解を得るための継続的な説明責任を果たすこと。
- (2) 今回の基本計画（案）への記載に至らなかった事業及び新規性のある事業について今後具体化したものについては、基本計画の変更等柔軟な取組をおこなうこと。
- (3) 基本計画（案）掲載事業の推進のために、各事業主体への支援強化を図ること。